

## 那珂市議会情報セキュリティポリシー

令和4年1月

那珂市議会においてICT化によるタブレット型端末（以下「タブレット」という。）を導入したペーパーレスによる議会や委員会の運営、およびリモートでの会議や委員会の実施など、議会のデジタル化を推進するにあたり、那珂市議会としての情報セキュリティポリシーを策定し、組織体制や情報の適正管理、基本的なセキュリティなどの方針を定めるものである。

### 1 管理組織体制

議長は情報セキュリティの管理運用のため管理者を設置する。管理者には、議会事務局長を充て、事務局職員が管理者の指示に従い、ネットワークに関する開発、設定の変更、運用など、セキュリティ全般において管理するものとする。

### 2 運用基準の策定

議員及び議会事務局職員がタブレットを使用するにあたり、「那珂市議会タブレットの利用に関する要項」を策定し、タブレットの使用に関する遵守すべき事項を定める。

### 3 人的なセキュリティについて

議員及び議会事務局職員はタブレットを使用するにあたり次の項目を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報に関するデータの保存の禁止
- (2) タブレットのセキュリティ設定変更の禁止
- (3) 第三者の使用禁止
- (4) 安易なパスワードの禁止
- (5) 有害サイトの閲覧禁止
- (6) 情報セキュリティの研修への参加

#### 4 情報漏洩の防止

議員及び議会事務局職員はタブレットから情報が漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、タブレットにコンピュータウイルス及び不正アクセス等を発見した時には速やかに電源を切り、管理者に報告するものとする。

#### 5 機器の廃棄等

管理者はタブレットの廃棄、議員からの返却があった場合には機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元が不可能な措置を講じなければならない。

#### 6 退任等の遵守事項

議員の退任及び議会事務局職員の異動等により議会を離れる場合には、貸与されたタブレットを返却しなければならない。また、タブレットでのアクセス方法やパスワード等知り得た情報を漏らしてはならない。

#### 7 緊急時の措置

管理者は、不正アクセス等緊急に対応しなければならない事案が発生した場合には、ただちにシステムを停止するなどの対策を取るものとする。

#### 8 法令遵守

議員及び議会事務局職員等は、職務の遂行において使用する情報を保護するため、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- (3) 個人情報の保護に関する法律
- (4) 那珂市個人情報保護条例
- (5) 地方公務員法（議会事務局職員）